

## 仮認定 NPO 法人とは？

設立後5年以内の NPO 法人であれば、パブリック・サポート・テスト (PST) 基準が不要となる仮認定を受けることができます。仮認定にも、一部税制上のメリットがあります (県民・法人向けの税制上の優遇措置の 1、2)。

また、**仮認定の有効期間は3年間**となっており、**更新はできません**。

なお、改正 NPO 法施行後3年間 (平成 27 年 3 月 31 日まで) は、設立後5年を超えた NPO 法人も仮認定の申請をすることができます。

## 認定等の申請から認定 (仮認定) までの流れ

認定等の申請から認定 (仮認定) までの流れは、次のとおりです。

1 事前相談	2 申請書提出	3 審査	4 認定・不認定
認定等の申請をお考えの方は、事前相談 (予約制) をお願いいたします。	申請書の様式は、県のホームページからダウンロードできます。	書類審査に加え、実態確認 (現地調査) を行う場合があります。	県から書面により結果を通知するとともに、認定の場合は県のホームページ等で公示します。

## 認定 NPO 法人等の相談・申請窓口

認定・仮認定についてのお問合せは、下記窓口までお願いします。



### ■ 山形県庁県民文化課県民活動プロスポーツ支援室

※山形市、上山市、村山市、南陽市、河北町又は庄内町のみ事務所を置く場合

☎ 023-630-3157

### ■ 村山総合支庁地域振興課

※村山地域に主たる事務所を置く場合。ただし、山形市、上山市、村山市又は河北町のみ事務所を置く場合を除く。

☎ 023-621-8354

### ■ 最上総合支庁地域振興課

※最上地域に主たる事務所を置く場合。

☎ 0233-29-1239

### ■ 置賜総合支庁地域振興課

※置賜地域に主たる事務所を置く場合。ただし、南陽市のみ事務所を置く場合を除く。

☎ 0238-26-6018

### ■ 庄内総合支庁総務課

※庄内地域に主たる事務所を置く場合。ただし、庄内町のみ事務所を置く場合を除く。

☎ 0235-66-5417

このパンフレットに関する問合せ先

山形県企画振興部県民文化課県民活動プロスポーツ支援室

TEL : 023-630-3157

詳しくは web へ

山形県ホームページ (http://www.pref.yamagata.jp/ou/kikakushinko/020073/#npohoujin)

リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

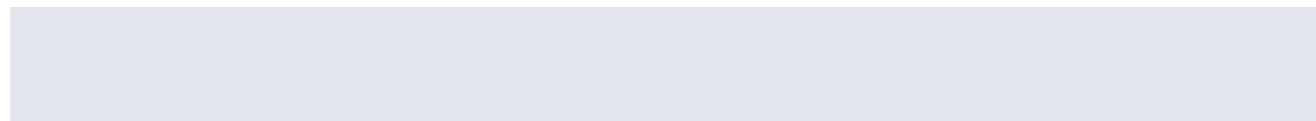
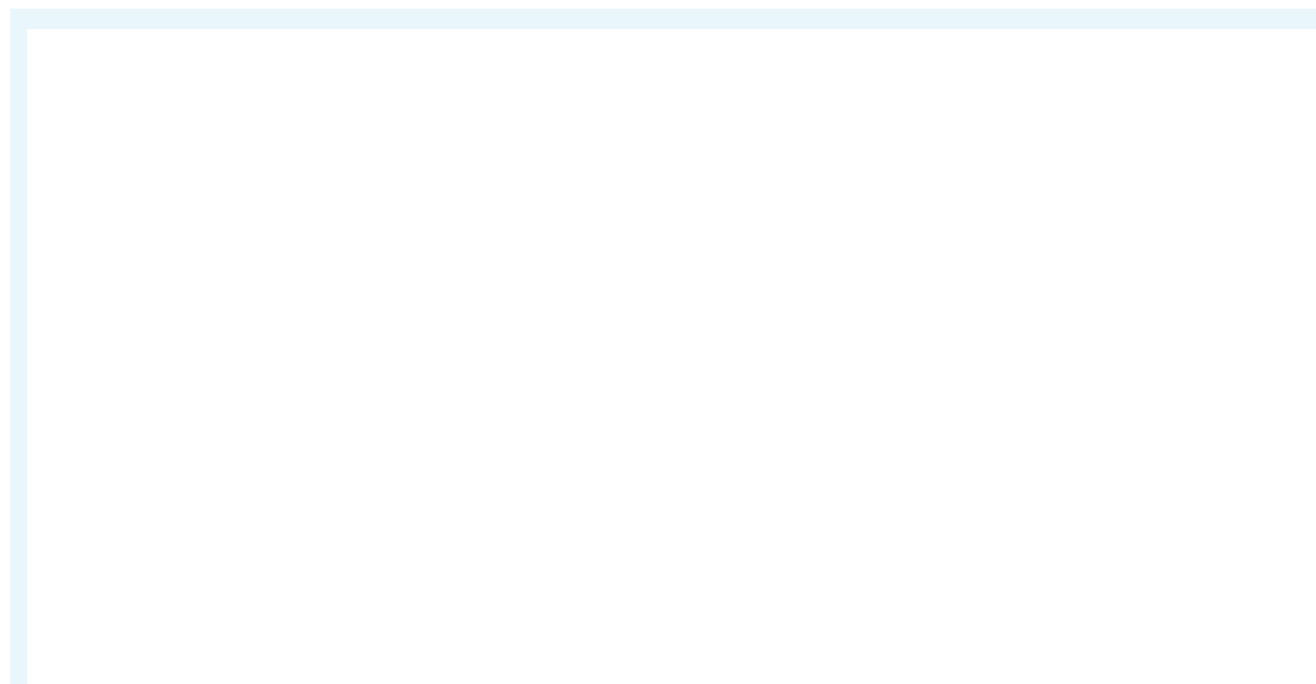
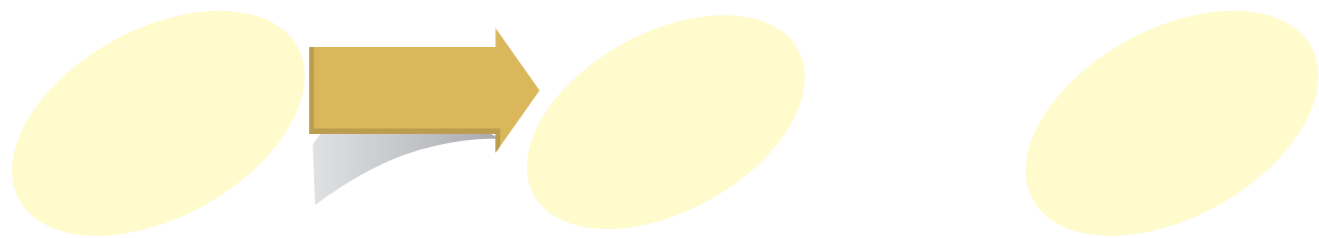
🔍 山形県 NPO 法人 検索

# 認定 NPO 法人制度のしくみ

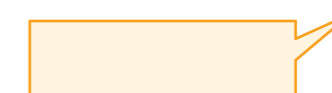
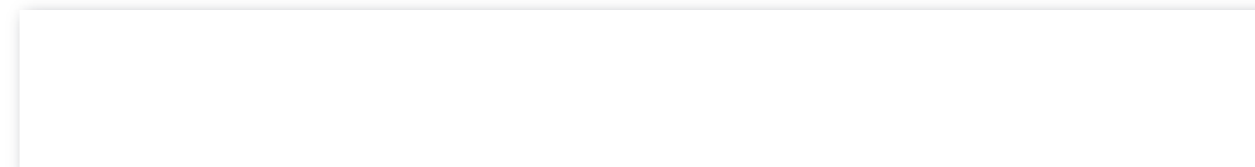
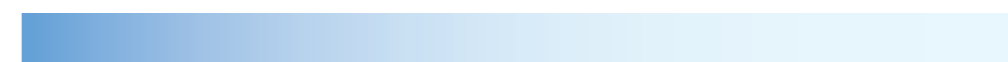
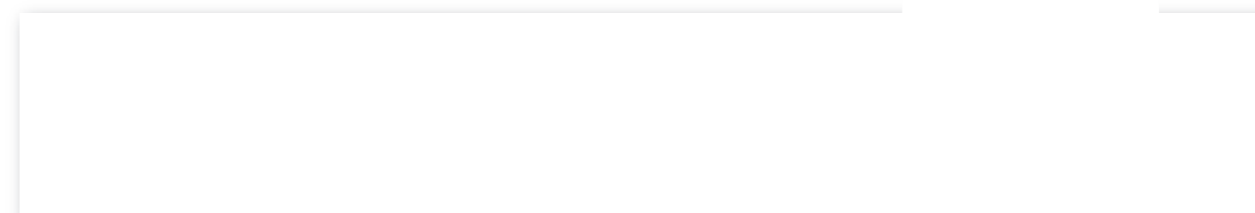


山形県

## 認定 NPO 法人制度とは？



認定 NPO 法人に寄附された県民・法人の皆さんには  
税制上の優遇措置があります



認定 NPO 法人自身にも税制上の優遇措置があります

収益事業から得た収益

